

こどもが動き、大人も動きだす「まち育て」

木下勇 千葉大学

こどもが見えない街 1

こどもが街から消えている。道路で遊ぶこどもの姿も見えなくなった。交通事故や犯罪の危険性から、少子化で遊ぶ仲間が近くに居ない、塾や習い事で忙しい、TV ゲーム等遊びの室内化など様々な要因が絡まり、こどもの遊びそのものが街から消えつつある。こどもの遊び体験の量、質ともに減退している状況は、人間の身体や社会性の発達に影響を与え、将来の社会はどうなるのか、不安な要因でもあるが、それを根拠づける科学的な立証にはまだデータが乏しく、ようやく学際的に取り組もうと、こども環境学会設立時に横断的な調査が行なわれはじめたところである。

その結果にもあらわれているように、今のこどもが本当に幸せかどうかというとうどうであろうか？21世紀の変わり目に、青少年の意識の国際比較調査が行なわれた時に、我が国の青少年の意識において「21世紀は希望に満ちている」と答えたこどもの割合は米国やフランス、そして隣の韓国と比べても半分以下であった。学校や家庭に満足しているという回答も同じように、きわめて日本のこどもの無気力化、内なる不満という特徴的な実態が明らかである。

こどもたちに将来への希望もない、という意識にはさまざまな要因があるが、こどもが社会の中に位置づけられていない、地域の中でもこどもの居場所がない、というような状況の裏返しとしても考えられなくはない。

こどものための街

ここはドイツのフライブルグのブオーバンという街。この街ではこどもが街路にあふれている。元はフランス



写真1 フライブルグ VAUBANの街区内の道

写真2 フライブルグ VAUBANの中庭

陸軍の兵舎の跡地38haが環境に優しく、またこどものための理想的な住宅地となった。兵舎跡地をフライブルグ市が購入し、その住民参加の計画プロセスから実施、そして事後のマネジメントをNPOが行なっている。このNPOはフォーラムVAUBANといい、元はこの公募のプロジェクトのために環境関連のリーダー等が集まって組織された。そんな、にわか組織にEUからも巨大な投資が任されるのであるから、そのこと自体驚きであるが、提案内容がそれだけ魅力的で、環境問題、社会問題の解決の目を持っていたからである。1993年の計画段階から2006年の完成時までには5000人以上、仕事場として600以上の雇用を生み出すという目標が掲げられた。

何が斬新かという、基本的に車を持たないという主旨に賛同する居住者が住む街である。ただし実施には車

を持ちたい家族もあり、そういうために外周部に駐車場が設置されているが、住宅地内に車あまり入らないように工夫されている。住宅地内の道路は歩行者優先道路であり、街路脇、住宅との間の前庭部分には砂場や雨水を集めた水遊び場など様々に子どもが道路で遊ぶような工夫がある。建物は省エネ住宅、屋上緑化など環境に優しいという考え方をあらわしている。使える元兵舎の建物も活用している。環境に優しいと同時に子ども・家族に優しいという点が住宅地づくりの重要なコンセプトとなっている。住宅建設時にもコーポラティブ方式のように、先に居住者の関係ができてつくられているので近隣関係はよく保たれている。

2005年8月末に視察した時には、写真を撮っていると、「どこから来たか」、「何しに来たか」と声をかけられた。不審者へのチェックも居住者には心構えとして働いているようだ。通りには子どもが遊んでいるのをよく見るし、しかも一日にこんなにも妊婦の人と出合ったのは久しくなかったという感慨を得た。聞くと一世帯あたりに3人は子どもが居るといふ。

仮に「こどものための街」という街があるとしたら、こういう街を言うのではないかと思っただ次第である。中庭を含め、子どもたちの遊びの場となるオープンスペースはふんだんに多種多様につながっている。周縁部の緑地帯の中には冒険遊び場が設けられ、また馬に乗ったり動物と触れ合える場が用意されている。この施設も居住者の運動によって設置され、運営されているものである。ここのプレーリーダーはこの居住者の中から冒険遊び場づくりにかかわってきた人である。冒険遊び場はヨーロッパでは下火になっているという説もあるが、決してそうでないところもある。さらに街中が遊び場のように、子どもが親しめる街として。

このブオーバンを見ると、意識を持って行動すれば、このように環境や人に優しく健康的な街が実現できるのだという、希望を与えてくれる。とにかく、子どもをはじめ暮らしている人々が実に楽しそうなのである。

こどもにやさしい街

ブオーバンはまさにこどものための街という具体例であるが、こどものための街と同義とも言えるチャイルド・フレンドリー・シティ、いわば「こどもに優しい街」（「こどもが親しめる街」ともいえるが、ここでは前者をとる）という国際的プログラムがある。これは、第二回国連人間居住会議が1996年にイスタンブールで開かれたときに、全ての人間が生活できる場をつくるという目的に、「先ず、子どもから」とUNICEFの言葉を重視して始まった運動である。この人間居住会議では「健康な住環境」、「民主的社會」そして「良いガバナンス」がうたわれた。それを計るには「こどもが幸せであるかどうか」（Wellbeing）が究極の指標となる、という考え方に基づいて「こどもに優しい街」が始まった。

「こどもに優しい街」の形成は次の9つの原則から成り立っている。

1. こどもの参画： こどもの意見を聞きながら、意思決定過程に加わるように積極的参加を促す。
2. こどもにやさしい法的枠組み： こどもの権利を遵守するように法制度的な枠組みと手続きを保障する。
3. 都市全体にこどもの権利を保障する施策： こどもの権利条例に基づき、こどもに優しい街の詳細な総合計画と行動計画を定めて実施する。
4. こどもの権利の部門または調整機構： こどもたちの将来を見据えて、地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること。
5. こどもへの影響評価： こどもに関わる法律や政策、そして事業について実施前、実施中そして実施後にこどもへの影響を評価する制度化された手続きが保障されること。
6. こどもに関する予算： こどものために適当な資源と予算が使われているかが調査されることを保障すること。
7. こどもの報告書の定常的発行： こどもたちとこどもの権利についての実情について十分なモニタリングとデータ収集が十分に保障されること。
8. こどもの権利の広報： 大人やこどもの間にこどもの権利について気づくことを保障。
9. こどものための独自の活動： こどもオンブズマン、こどものコミッショナーなどこどもの権利を促進するために活動しているNGOや独立した人権団体の支援。

このプログラムに基づき実践している都市からの報告が以下の11項目の指標で審査される。1) 状況分析、2) こども・若者の参画、3) 異分野横断的体制、4) 戦略的パートナーシップ、5) 弱者集団への配慮、6) CFC ネットワークとの連携、7) 独自の戦略、8) 資料の使いやすさ、9) 法制度の改善、10) こどもたちの問

題解決能力の向上、11) モニタリング&評価の仕組み。以上の11項目それぞれが低、中、高の3段階で審査されて、「こどもにやさしい街」として認められるようになっていく。

カナダ、英国、イタリア、ドイツ、スペイン、ニュージーランドなどで報告されている。カナダの事例をみるとブリティッシュコロンビア州のNPO「こどもと若者の協会」がすすめている、「こどもと若者に優しいコミュニティ」の活動はこどもたちの状況の改善に大きな成果をあげていることがわかる。この事業の最初は「こどもに優しいハウジング」のプロジェクトから展開し、次第にネットワークの総合的な活動になってきたものである。この組織は綿密に細部まで検討した上でのこども・若者の視点からのコミュニティ診断ツールを開発した。

診断項目には次の事項が並ぶ。住まい、住宅、住宅まわり、公園・空地、ファミリーサポートサービス、保育・幼児教育、学校、住宅付近の安全と警察、交通機関、レクリエーション・コミュニティサービス、組織化されたスポーツと体を使うレクリエーション、芸術・文化活動、医療・保健サービス、福祉・法律相談サービス、地域の商店、仕事の場所、地方自治体、メディア、であるⁱⁱⁱ。この具体的な診断を、しかもこども・若者参画で実施することから、地域をこどもに優しい街に改善していくことが可能となるようになっていく。

例えば、ビクトリア市郊外のサニッチ市ではこども参画でスケートボード公園が整備されたし、またバンクーバーのコリンウッドという住宅地ではネーバーフードハウスを拠点に、青少年センターとも連携して、こども・若者参画で公園づくりやアートプロジェクトが行なわれている。例えば木彫りアーティストがドロップアウトした若者を巻き込んで、木彫りのトーテムポールや椅子などを造り、公園に設置する。また当地は移民社会であり、とりわけアジアからの居住者が多いが、積極的に移民家族をサポートし、0歳から青少年、そして高齢者までの居場所が用意されている。そしてそれら移民者はボランティア研修などを受けながら、コミュニティ形成の一員となっていく。「うちの娘は0歳児の時からここで預かってもらい、いろいろな人と接しているので、3歳でコミュニティがどういうものか感じ取っている」とある母親が言った言葉が耳に残る。

こどもの権利とまちづくり

「こどもに優しい街」のプログラムは国連の人間居住会議とこども権利条約（1989）が重なり合った取り組みである。一方、都市計画を本格的にこどもの権利条約から見直すことに踏み込んだのがノルウェーである。

ノルウェーは都市計画におけるこどもの権利のための政策ガイドライン^{iv}を打ち出した。これは都市計画にかかわるこどもや若者の権利を認めて促進することにある。そこでは環境省、地方自治体が進める計画作業にこどもや若者の権利を保障し、必要ならば市町村のマスタープラン、または地方の開発計画や建物の建設計画に異議を唱える権利が付与された。その結果、各自自治体では施策をこどもの権利からチェックする専門家を一人雇うことになり、そこにこどもの視点、意見が反映される仕組みが生まれた。

このガイドラインでは次のことが要求されている。1) 計画および建設法に基づき計画や建設の行為がこどもや若者にどのような影響を及ぼすか事前評価すること、2) 一般の自治体計画にこどもや若者の成長環境の総合評価を行なうこと、3) こどもや若者に影響を与えるどのような計画においても、こどもや若者にとって重要な土地や施設の規模や質に関して、ガイドラインや条項、または法律を準備すること、4) こどもに関わる意見がはっきりと強調され、こどもや若者のさまざまなグループが自ら参画する機会が設けられることを明確にした計画プロセスを組織すること。

このガイドラインでは施設の物理的なレイアウトとデザインに関する要求として、以下の事項に特別に注意が払われるべきであるとしている。①こどもや若者が利用する土地や施設は交通やその他の健康に害する汚染、騒音、危険から守られていること、②敷地はこどもたちが地域の環境について意見を述べて、遊びの環境を造りだす場所を付随して設けるようにすること、③保育園・託児所のための土地、④もし共用の使い方や屋外レクリエーションの場として計画された土地、または遊びの場として使われたり、適している土地が他の用途に使われるようならば、その代用を十分に満たす土地を用意すること。

こどもの権利については、まだまだ我が国の状況では表面的という感じである。川崎市のように条例を制定し、事後のチェック体制づくりに取り組んでいるところもあるが、先駆的な川崎市でもまだまだ社会の認識とのギャップが課題であるので、他の自治体において、しかも都市計画というハードの整備においてこどもの権利の認識は皆無に近い状態である。

これは根本的には都市計画が産業経済本位に進められている、いわば産業経済の発展の手段としてしか、政治

的にリードされていない点が問題である。人間本位、こどもが健全に育つ街をつくるという発想は政治経済の前にはじきとばされてしまう。我が国ではブオーバンのようなプロジェクトはいまだ夢物語かのようなものである。

こどもが動いて地域が変わる

こども環境学会の設立総会で、こども参画の世界的オピニオンリーダーのロジャー・ハートは「こどもが育つにはムラが必要」という、有名なフレーズ（アフリカの諺でヒラリー・クリントン夫人が引用したことでよく知られる）を逆転して、「ムラが育つにはこどもが必要」という主旨で講演した。彼の著作の「こどもの参画」^{vi}にはたしかに世界中の事例の中から、こどもがうごいてコミュニティが再生されている事例が紹介されている。こどもの参画の8段階の梯子の頂点、こども主導で大人と決定を分かち合うというレベルのこども参画のコミュニティ活動が実際にありうる。こどもの参画というと、ともすれば、この梯子の1段階目から3段階目の「まやかし」「装飾」「形だけ」といったレベルで終わることが多い。それはこどもの意識に社会への不信感など逆効果を与えることになるので要注意ともいう。こどもの参画を本格的に実施するには時間をかけた活動が必要である。

例えば、綿密に練られて、地域と連携した総合的学習のプログラムのように、こどもが調べて、疑問を展開し、大人に投げかけた時に、大人はいいかげんにこどもに接してはいけない、という気持ちとなり、大人の意識まで活性化事例はこれまで数多く報告されている^{vii}。筆

者も居住する地域にて「小金わくわく探検隊」なる活動に関わり7年となるが、まさに「こどもが動いて地域が変わる」という状況を目のあたりにしてきた。地域の大人が動かないなら、こどもから動いて地域を変える。そういう取り組みが各地で起こることを期待したい。

補注・参考文献



写真3 小金わくわく探検隊 こどもたちが歴史的場所やお店などを訪ね、大人も仮装などで対応。

ⁱ 仙田満・中山豊他日本建築学会こどもの心身活性化増進に寄与する環境整備特別調査委員会（2003） こどもの心身活性化増進に寄与する環境整備特別研究報告書

ⁱⁱ 日本青少年研究所が2000年7月に実施した、中学2年、高校2年 男女を抽出して、アメリカ、フランス、韓国、そして日本の各1000人への調査より。21世紀は希望に満ちているか、にYesと答えた者の割合はアメリカ86.2%、韓国70.6%、フランス63.6%に対して日本は33.8%となっている。

ⁱⁱⁱ SCY（カナダこども若者協会）こども&まちネット名古屋（こまち）訳（2002）：

「あなたのまちをこども・若者にもっとやさしいまちにするには」 Robert Yates 講演会資料

^{iv} ノルウェー環境省(1995) T-1/95 Norwegian National Policy Guidelines for the Interests of Children in Planning

^v ハート,R(2004) ムラを育てるにはこどもが必要 こども環境学会 設立記念国際シンポジウム p10-11

^{vi} ハート, R (1999) IPA日本支部訳 木下・南・田中監修(2000)『こどもの参画』、萌文社

^{vii} (財)住宅総合研究財団(1999~2004) 「住まい・まち学習」実践報告・論文集1~5

※この資料は杏林書院発行「保健の科学」47巻12月号(2005)に掲載予定の原稿を加筆修正したものである。